

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会会長印管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）の会長印の保管、使用等に関し必要な事項を定める。

(会長印のひな形及び寸法)

第2条 会長印のひな形及び寸法は、別記のとおりとする。

(会長印の管理者)

第3条 会長印は、協議会の事務局長（以下「管理者」という。）が管理するものとする。

2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、管理者があらかじめ指定した協議会事務局職員が管理者の事務を代理する。

(会長印取扱主任者)

第4条 管理者は、会長印についての事務を処理するため、会長印取扱主任者（以下「主任者」という。）及び会長印取扱補助員（以下「補助員」という。）を置かなければならない。

2 主任者及び補助員は、管理者が協議会事務局職員のうちから指定する。

3 主任者及び補助員は、管理者の指揮監督を受け会長印に関する事務に従事するものとする。

(会長印の保管方法)

第5条 会長印は、常に堅固な容器に納め、錠を施しておかなければならない。

(会長印の使用)

第6条 会長印は主任者又は補助員でなければ使用することができない。

(会長印台帳)

第7条 管理者は、会長印台帳を備え、会長印の作成、改刻又は廃止があつたときは必要事項を記載し、整理しておかなければならない。

(会長印事故報告)

第8条 管理者は、自己の保管する会長印に盗難、紛失その他の事故があつたときは、直ちにそのてん末を会長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年9月2日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

別記（第3条関係）

会長印

21mm

21
mm

神奈川県市町
村電子自治体
共同運営協議
会 会 長 印